

日本原子力発電株式会社 東海発電所
原子炉設置変更許可申請（原子炉施設の変更）
の概要について

平成15年7月

1 . 申請の概要

(1) 申請者

日本原子力発電株式会社 取締役社長 鷲見 禎彦

(2) 発電所名及び所在地

東海発電所

茨城県那珂郡東海村大字白方 1 番の 1

(3) 原子炉の型式及び熱出力

東海発電所

型 式 天然ウラン、黒鉛減速、炭酸ガス冷却式

熱出力 585MW (電気出力 166MW)

(4) 申請年月日

平成 14 年 12 月 26 日 (平成 15 年 3 月 12 日一部補正)

(5) 変更項目

a . 液体廃棄物系からの固体廃棄物の処理方法の変更

液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共用のセメント混練固化装置にてドラム缶内に固化する処理を追加する。

b . 不燃性雑固体廃棄物の処理方法の変更

不燃性の雑固体廃棄物の処理方法として、東海第二発電所と共用の雑固体減容処理設備にて溶融・焼却する処理及び固型化処理を追加する。

(6) 工 期

本変更については工事を伴わない。

(7) 変更の工事に要する資金の額

本変更については工事を伴わないので、これに係る資金は要しない。

2 . 変更の概要

a . 液体廃棄物系からの固体廃棄物の処理方法の変更

液体廃棄物の処理の結果発生する固体廃棄物は、スラッジ貯蔵タンク及び蒸発器廃棄物バンクに貯蔵するか、又は東海第二発電所の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している。

今回の変更では、これらの固体廃棄物を東海第二発電所と共用のセメント混練固化装置（東海第二発電所に設置）において、ドラム缶内に固化する処理方法を追加する。

b . 不燃性雑固体廃棄物の処理方法の変更

不燃性雑固体廃棄物については、従来は圧縮可能なものは圧縮減容し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管していたが、必要に応じて東海第二発電所と共用の雑固体減容処理設備（東海第二発電所に設置）によって溶融・焼却して減容した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。

また、貯蔵保管し放射能を減衰させた後の使用済燃料グラファイト・スリーブ、及び既設の東海第二発電所と共用の雑固体廃棄物焼却設備で焼却処理した後の焼却灰については、変更後は不燃性雑固体廃棄物として処理する。